

# 令和7年度 後期選抜入学者募集要項

福島県立福島西高等学校

〒960-8163 福島市方木田字上原 37 番地  
(電話) 024-546-3391  
(FAX) 024-539-5029

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

## 1 アドミッション・ポリシー

福島西高校では、次のような生徒を求めています。

- ① 普通科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、高等教育機関において学ぶに相応しく、より高い学力を身に付けたいと考えている生徒
- ② デザイン科学科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、美術の専門性を高め、自ら学び探究しようとする意欲のある生徒
- ③ 中学校から継続して目標高く部活動に取り組み、学業との両立を目指す生徒
- ④ 学習活動とともに、生徒会活動、ボランティア活動等にも主体的に取り組み、自身の社会性を向上させたいと考えている生徒

## 2 募集定員

課程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	普 通 科	定員160名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。
	デザイン科学科	定員40名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。

## 3 通学区域

「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「県実施要綱」という。）の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 4 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（「県実施要綱」の「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の2の定めるところによる。）

## 5 出願方法

- (1) 出願は、1学科に限るものとする。

ただし、デザイン科学科の志願者は、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることができる。

普通科を第一志望とする者が、デザイン科学科を第二志望とすることはできない。

- (2) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、下記「6 出願に必要な書類」の(1)記載の入学願書等を在学(出身)中学校長に提出し、中学校長はこれを受け、下記6の(1)、(2)記載の出願書類を整え、本校校長に出願する。
- (3) 上記の「4 出願資格」の(2)に該当する者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
  - ① 入学願書
  - ② 受験票用紙(受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
  - ③ 入学検定料納付済証明書用紙(在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 中学校長が作成し、提出する出願書類
  - ① 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)  
調査書については、「県実施要綱」の「第2 前期選抜」の「2 調査書」に定めるところによる。  
ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。  
なお、「受験番号」の欄は、本校において記入する。
  - ② 本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (3) 上記(1)以外の者については、「県実施要綱」の「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類(2)」の定めるところによる。
- (4) 県外等からの出願
  - ① 県外等からの志願者は、上記(1)～(3)の出願書類のほか、次の書類を提出する。(隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定に基づく。)
    - (ア) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
    - (イ) 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
  - ② 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記(1)～(3)の出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。  
保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 7 出願期間

- (1) 令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、一般書留料金(480円)と郵送料金(110円)を合わせた590円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校の学科間で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。  
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。  
出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願手続上の留意事項

- (1) 「入学願書」は、県教育委員会において作成したものをを用いること。  
入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。  
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。  
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。  
なお、入学検定料の免除については、「県実施要綱 第4 その他」の「4 入学検定料の免除」の定めるところによる。
- (2) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に、本校校長に提出する。それ以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 自己申告書の提出

「県実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」に定めるところによる。

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は本校に持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。

ただし、提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。

郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

## 11 選抜方法・選抜資料

- (1) 志願者全員に対して小論文及び個人面接を実施する。
- (2) 小論文及び個人面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
  - ① 日 時 令和7年3月24日(月) 午前9時～  
受付時間 午前8時15分～午前8時30分(午前8時30分までに各教室に入ること)
  - ② 日 程 小論文 午前9時～午前9時40分  
面接 午前10時～
  - ③ 会 場 福島県立福島西高等学校
  - ④ 持参するもの 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム  
※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。  
※ デザイン科学科へ出願した者は、上記の他に作品3点を持参する。  
なお、作品については別紙「令和7年度後期選抜デザイン科学科の作品提出について」に従って準備し、中学校長の証明を受けたものとする。
- (3) 後期選抜における選抜資料は次のとおりとする。
  - ① 調査書  
両学科とも「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。  
部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、総合的に評価し、点数化する。
  - ② 小論文  
両学科とも小論文を実施する。与えられたテーマに関して自分の考えを客観的、論理的に記述するものとする。小論文については、点数化し、40点満点とする。
  - ③ 面接  
両学科とも個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(社会、数学、理科、外国語(英語))を含む。  
また、デザイン科学科については、面接の内容に提出作品についてのプレゼンテーション(5分以内)と希望する専門コース等に関する質問及び中学校における学習活動の成果を問う内容(社会、数学、理科、外国語(英語))を含む。  
両学科とも面接については段階評価する。

## 12 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校で発表する。  
ただし、電話での問い合わせには応じない。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 13 その他

- (1) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮  
障がい等のある志願者に対する配慮については、「県実施要綱」の「第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」の定めるところによる。